児童生徒の交通事故状態別死傷者数

（平成３０年 千葉県 千葉県警察本部統計による）

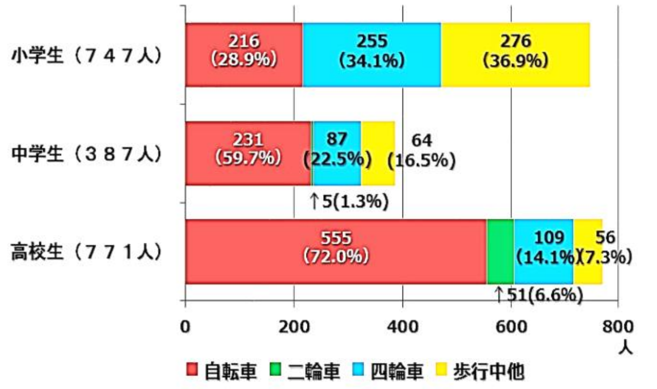

交通事故での自転車事故の占める割合は？

○小学生で　約３割

○中学生で　約６割

○高校生で　約７割　です！

（平成２９年の県内交通事故死傷者数における自転車事故での死傷者数の割合
千葉県警察本部統計による）

交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
（乗車用ヘルメットの着用）
第１４条第３項

保護者は、その保護する児童等※が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車事故による損傷部位別死者数の割合

（平成29年 全国 警察庁交通局統計による）

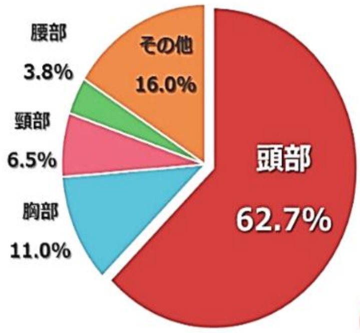

平成２９年中の自転事故での死者数４８０人のうち、頭部損傷による死者数は、３０１人に及びます。

○乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。

○着用で死亡率が約４分の１に低減するという報告があります。
（公益財団法人 交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートNO.97」(平成24年11月発行) による。）

乗車用ヘルメットは
被害軽減に有効です！

万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
（自転車損害賠償保険等への加入）
第１５条第１項

自転車利用者（児童等※である場合にあっては、その保護者）は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

※児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車での加害事故例１

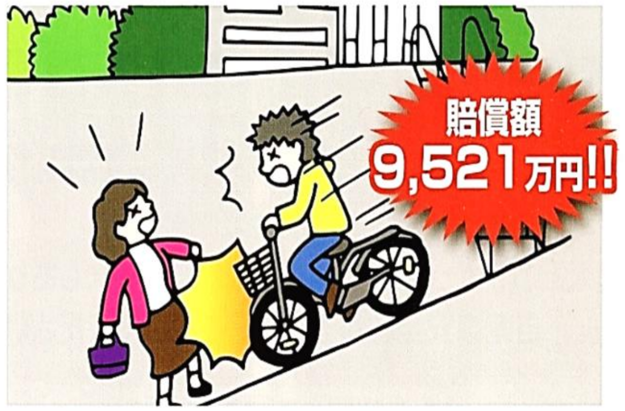

男子小学生が、夜間自転車で時速 20～30 キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識の戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所 平成 25 年 7 月 4 日判決）

あなたとみんなの命を守る

ちばサイクルール

千葉県自転車安全利用ルール

自転車に乗る前のルール

① **自転車保険に入ろう**
万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。

② **点検整備をしよう**
タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。

③ **反射器材を付けよう**
車体の前後だけではなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。

④ **ヘルメットをかぶろう**
特に、子ども（高校生以下）と高齢者（65歳以上）が自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。

⑤ **飲酒運転はやめよう**
お酒を飲んだら絶対に運転しないようにしましょう。

自転車に乗るときのルール

① **車道の左側を走ろう**
自転車は車の仲間で、車道通行が原則です。
車道を通行するときは道路の左端に寄って通行しましょう。

② **歩いている人を優先しよう**
例外的に歩道を通行するときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

③ **ながら運転はやめよう**
傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。

④ **交差点では安全確認しよう**
交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。

⑤ **夕方からライトをつけよう**
夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

ちばサイクルール　自転車に乗る前のルール①

自転車保険に入ろう

自転車は誰でも利用できる便利な乗り物ですが、事故の加害者になってしまうことがあります。万が一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。

自転車が加害者になり、高額な賠償を請求された事例があります

賠償額
9,521万円

小学生が夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

歩行者と自転車、自転車同士の事故が多く発生しています

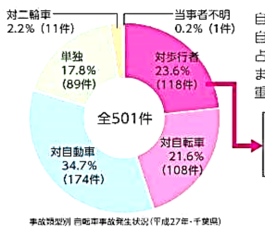

事故類型別 自転車事故発生状況（平成27年・千葉県）

自転車運転者が加害者となった事故のうち、歩行者と自転車の事故、自転車同士の事故は、全体の45.2%を占め、車との事故よりも割合が高くなっています。
また、歩行者との事故のうち、歩行者が死亡または重傷となった事故が約４件に１件発生しています。

対歩行者118件の内訳	死亡	重傷	軽傷	無傷
	2件 1.7%	25件 21.2%	88件 74.6%	3件 2.5%

自転車保険（賠償責任保険）の種類と補償の対象

保険の種類や契約内容によって補償の対象が異なる場合があります。
保険証券や加入者証、保険会社のホームページなどで契約内容を確認してください。

種類・名称 ／ 補償の対象（加害事故の場合）			事故の相手		自分
			生命からだ	財産	生命からだ
個人賠償責任保険	車の任意保険、傷害保険、火災保険、会社等の団体保険、クレジットカードに付帯した保険	個人賠償責任補償特約(注) あり	○	○	×
		特約なし	×	×	△
	PTAや学校が窓口の保険 小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度 全国高P連賠償責任補償制度 等		○	○	○
	自転車向け保険		○	○	○
TSマーク付帯保険			○	×	○

(注) 特約の名称は、保険会社により異なる場合があります。

個人賠償責任保険

他の人にケガをさせたり、他の人のモノを壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償額が補償される保険です。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で購入または点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。保険期間は１年間です。再度点検整備を受けると保険期間を更新することができます。

ちばサイクルール　自転車に乗る前のルール①

自転車保険（賠償責任保険）の加入に関するチェックシート

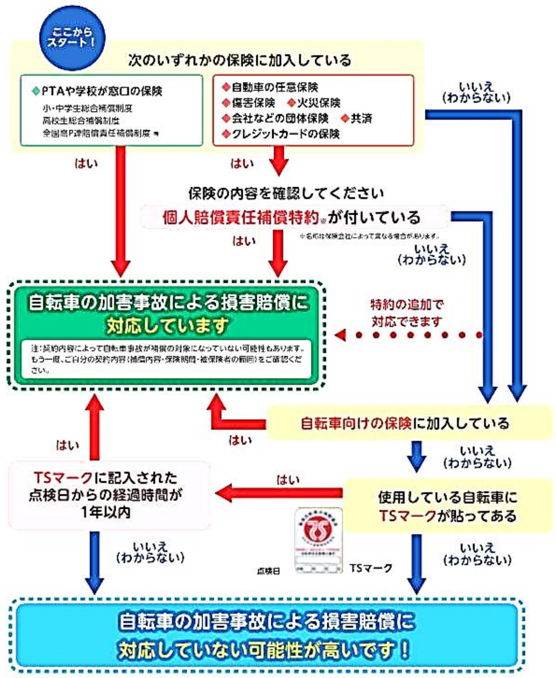

ここからスタート！

次のいずれかの保険に加入している

- ◆PTAや学校が窓口の保険
  小・中学生総合補償制度
  高校生総合補償制度
  全国高P連賠償責任補償制度 等
- ◆自動車の任意保険
  ◆傷害保険　◆火災保険
  ◆会社などの団体保険　◆共済
  ◆クレジットカードの保険

はい

はい

いいえ（わからない）

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約※が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

はい

いいえ（わからない）

自転車の加害事故による損害賠償に対応しています

注：契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容（補償内容・保険期間・被保険者の範囲）をご確認ください。

特約の追加で対応できます

自転車向けの保険に加入している

はい

いいえ（わからない）

使用している自転車にTSマークが貼ってある

はい

いいえ（わからない）

TSマークに記入された点検日からの経過時間が1年以内

はい

いいえ（わからない）

自転車の加害事故による損害賠償に対応していない可能性が高いです！

- ●もう一度、保険証券や加入者証などで契約内容を確認してください。
- ●自転車の加害事故による損害賠償に対応していないようであれば自動車の任意保険や傷害保険などへの特約の追加、自転車向けの保険の加入、TSマークの付帯保険をお勧めします。

ちばサイクルール　自転車に乗る前のルール②

点検整備をしよう

自転車も車の仲間です。車と同じようにタイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備を定期的にしましょう。思わぬ事故を防ぎます。

自転車の点検項目　合言葉は「ぶたはしゃべる」

ぶ	ブレーキ	前も後ろもよく利くかな？
た	タイヤ	すり減っていないかな？空気はしっかり入っているかな？
は	反射器材	後ろだけでなく横にも付いているかな？汚れていないかな？
	ライト	点灯するかな？レンズは汚れていないかな？
しゃ（車体）	サドル	高すぎたり、ぐらついたりしていないかな？ （またがった時、両足のつま先が地面に軽くつく高さ）
	ハンドル	曲がっていないかな？（前輪と直角に固定）
	ペダル	曲がっていないかな？足がすべらないかな？
	チェーン	ゆるみすぎていないかな？
べる	ベル	ちゃんと鳴るかな？ ハンドルを握ったまま鳴らせる位置にあるかな？

自転車が整備されていないと...

例えばブレーキがきちんと整備されていない状態だと、濡れている路面でブレーキをかけたとき、初速度25kmの場合で6.18mもの差が生じます。

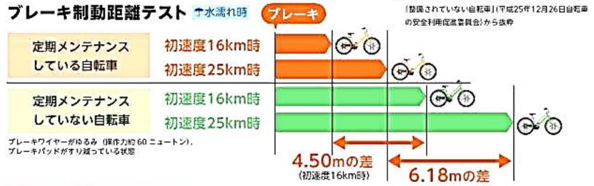

＊自転車の性能比較テスト「整備されている自転車」vs「整備されていない自転車」（平成25年12月26日自転車の安全利用促進委員会）から抜粋

ブレーキワイヤーがゆるみ（操作力約60ニュートン）、ブレーキパッドがすり減っている状態

自転車整備士について

「自転車安全整備店」には、自転車の点検整備と安全利用の指導について専門的な知識を持っている「自転車整備士」がいます。
自転車整備士による点検整備（有料）を受けた自転車には、「TSマーク」が貼られます。「TSマーク」には傷害保険と賠償責任保険が付いています。